

Title	ディスカッサントII
Author(s)	金子, 肇
Citation	OUFCブックレット. 2014, 5, p. 37-42
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/50117
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ディスカッサント（金子肇）

広島大学の金子でございます。恐らく、主催の東洋文庫政治史資料研究班の方から誰も出さないのは拙いだろうということで、この役を仰せつかったのだというふうに想像しています。ともあれ、時間も限られておりますので早速レジュメに即してお話をさせていただきます。

レジュメの最初に「『政治史』と銘打たれた近現代史概説書の登場」というふうに書いています。考えてみますと、これまで概説書・教科書の類で「中国近現代史」とか「中国近代史」というタイトルを付けた本は数多くありました。しかし、「何々政治史」というタイトルを敢えて付けた本が今までどれだけあったらうかと思って調べると、かつて池田誠先生が『中国現代政治史』という本を1962年に出されています。あのご本を概説書と言っているかどうか分からないのですが、その後、タイトルに「政治史」と冠した本があったかということ、にわかに思いつかないのですね。これはどういうことなのだろうかと考えてみると、最近の東アジアや日本の情勢を意識しつつ思い浮かぶのは、これまでの中国史研究、とくに近現代史研究が〈国家〉というものを軽視してきた結果ではないのかという点です。

昨今の中国は、〈国家〉として強大化し非常に強い自己主張をしつつあります。そして、それに呼応するかのように（そればかりでない内在的な理由もあるとは思いますが）、日本においても戦前に回帰するような〈国家〉主義的主張が非常に強くなってきている。そうすると、中国史研究は、こうした現状を過去から歴史的に把握する方法を有しているのか、という思いが沸いてまいります。われわれは、これまで〈国家〉を軽視してきたことのしっぺ返しを喰らっているのではないのでしょうか。

たとえば、本来、「革命史」というのは国家論を伴って初めて「革命史」たりうるのだらうと思うのですが、両著が克服の対象としている「革命史観」に基づく研究は、いわば国家論なき革命史でした。そして、その「革命史観」が克服され現在に至るまでの研究を眺めたとき、われわれが〈国家〉をどこまで研究対象にしてきたのかということ、これまた極めて怪しい。今日の中国

近現代史研究では、もっと新しい分野に若い研究者の人たちが向かってしまい、むしろ国家史は敬遠されてきた経緯があるのではないかと思います。国家史というと、アナクロな政治史とイメージする向きが多いような気がしますが、中国近現代史研究において国家史というジャンルが古めかしいかという点、必ずしもそうではないと思います。昨今は様々な新しいジャンルに研究が分散していますが、たとえば日本史研究のように、それ以前に国家史研究にも十分な蓄積があって、その上に新しいジャンルの研究があるのだろうかと考えれば、中国史研究の場合、そうではないだろうと思うのです。国家史は深められもせず、ただ放置されてきたといえる。そのように考えたとき、国家史を基軸に据えて政治史を構想することは、むしろ現在においてこそ重要な意味があるのではないのでしょうか。

そういう点から両著を見ますと、〈国家〉への注目という視点が非常に強く打ち出されていることに気づきます。西村先生のご本は、対内的・対外的国家支配の正統性の変容に注目しながら国家に視線を注がれている。他方、『概説 近現代中国政治史』の方は、国家統合と国家形成、或いは国家としての統合と分裂というところに視点を定めて政治史を構成しようとされている。そういうところが、〈国家〉に注目した場合、両著の特徴として指摘できるのではないかと思います。以上に述べた点が、両著を読み終えたときの感慨だったのですが、以下ではその感慨を踏まえ、2点にわたって問題を提起してみたいと思います。1つは、自分の研究関心に即してということになりますが憲政・立憲制の問題。それから2つめに、先ほど日本史がご専門の瀧口先生がお話しされて、私なんぞが言うことじゃないなと思ったのですが、もう少し大きく問題を拡げて、日本史の政治史研究から私がイメージするところの方法と比較する中で、両著に対してどういうことが言えるのだろうかという点についてお話してみたいと思います。

では、レジュメの「近現代中国政治史・国家史と憲政」というところに入ります。先ほど言ったように、近現代の中国政治史、或いは20世紀の中国政治史を〈国家〉を基軸に据え、その上で憲政ないし立憲制の問題を両著がどう扱っているのかという点に注目しますと、両著の対照的な面が浮き彫り

になってきます。ここでは憲政・立憲制の問題の中でも〈議会〉に注目したいのですが、〈議会〉には政治史分析上の意義として以下のような論点があると思います。野村浩一先生が書かれていることですが、近現代中国の政治勢力は「立憲主義的な拘束」を受けている、いわゆる軍閥であろうと「民意の代表」であるということを中心として主張しなければならない、そういう観念に拘束されているのだということを強調されています。では、「民意」を表出し担保する存在とは何かということ、近現代中国においてはやはり〈議会〉ということになってきます。つまり、支配の正統性の根拠は〈議会〉に収斂するということです。たとえば、北京政府の時代には「法統」という政治的理念、即ち臨時約法に基づいて成立した国会が、その政権の正統性を担保するのだという理念が効力を持ち続けたという経緯があります。

さらに別の点から見ますと、たとえば統治形態、ここでの統治形態というのは、レジュメに書かれているような中央統治権力の制度的な構成を意味しますが、その統治形態から〈議会〉を捉えたときに、〈国家〉と〈国民〉とを結び合わせる制度的な結節点という意義があるように思います。そうすると、国会は国民的・国家的なアイデンティティ形成の契機になるとか、国民形成の制度的なステージになり得るのだろうと考えられるわけです。以上のような〈議会〉に関する論点は、先ほど私が整理した両著の〈国家〉に注目する視点と関わる問題だと思うのです。ところが、西村先生のご本の方は支配の正統性から議会とか憲政に注目しておられるのですが、浅野先生と川井先生のご本の方は、議会とか憲政の問題に着目した章がなく、それらに対する視点が非常に希薄なように感じられます。これは、どうした理由からなのか、この点を少々疑問に感じました。

中国近現代史研究において、これまで憲政の研究は多くは運動史として展開されてきたため、〈国家〉を軸にして歴史を描くと運動史は組み込みにくくなるという点が理由としてあったのかな、ということも考えられます。しかし、私は「憲政運動史」ではなくて文字通り「憲政史」という観点から、中国の近現代政治史を再構成することも可能ではないかと思っています。議会史を基軸に据えた憲政史、或いは憲政史を中核とした政治史・国家史の可

能性もあるのではないのか、ということです。

たとえば、これは私の現在の問題意識なのですが、議会権力の強化を民主の制度的強化と同一視してしまう立憲的志向が、辛亥革命を契機として近現代中国では持続していく傾向が強いと思っています。当然のことながら、その対局には逆に執行権を究極まで強化しようとする志向が随伴するのですが。私の見るところ、近現代中国では西洋的議会制に幻滅した次に、たとえば孫文の国民大会とか共産党の人民代表大会とかのように、究極まで議会権力を強化するという、主観的には民主の究極の形態を創出するのだという構想が現れてきます。しかし、それでは執行権の自立性と主導性が確保されないの、それらの構想において本来「至高の権力」たるべき議会権力が擬制化される方向へと歴史は進んでいく。そういう流れとして、中国憲政史は捉えられるような気がします。そうすると、中華民国から人民共和国への連続性が憲政・議会の問題に注目して見えてくるのではないかと、という見通しも出てくるわけです。ここでは、私の見通しがどうこうという問題ではないのですが、両著を読ませて頂いたとき、憲政・立憲制の位置づけが対照的ではないだろうかという点にまず興味を持ちました。

次に2点目、レジユメの「政治史研究の方法をめぐる」というところです。私は、日本史の近現代政治史研究の論文・著作を読むと本当に面白いと思うのです。私が面白いと感じるのはどういったところかという、日本史の政治史研究が、社会・経済の過程や構造から相対的に独立した文字通りの「政治的世界」を、直接の分析対象としているところにあるのではないかと思います。この辺りご専門の瀧口先生にもぜひご意見を頂けたらいいのですが、ここでいう「政治的世界」についてもう少し説明しますと、一定の制度及び制度運用を背景にして、権力・政府、人的関係、政治家の政治理念や思惑が複雑に交錯し抗争し提携し妥協する、その結果として政治的合意が形成されて国家意思が確定していく過程と構造が、日記・書翰・編纂文書などを駆使して論じられる、そういうところに日本史における政治史研究の王道があるように専門外としては感じるわけです。入手しやすい手頃な概説書として、坂野潤治さんの『日本近代史』などをお読みになれば、私の抱いた

イメージがご理解頂けるはずで。

中国近現代史研究においても、『蒋介石日記』が公開されたことに象徴されるように、今後、日記や書翰類を駆使した分析が可能になってくると思います。しかし、当面の間の政治史の方法や枠組みについて考えた時には、さしあたり以下のようなことが言えるのではないかと思います。近現代中国において、一定の制度及び制度運用に基づく安定的な政治的意思決定のプロセスを確立することは容易ではありませんでした。さらに、中国は日本と違って国家意思の決定に「地方」、そこには色々な勢力が想定できると思いますが、ともかくも国家意思の決定に「地方」が参与する、ないしは介入してくるという政治的伝統があると思うのです。そこに民国期の政治的割拠状況が加わってくると、先ほど述べたように、なかなか安定し確定した制度運用は成り立ちえない。そうすると、日本史のような「政治的世界」の研究はまだまだ難しいところがあるような気がします。そこで、そうした問題関心から両著作を読ませて頂いて面白いと感じたのは、浅野先生と川井先生のご本で、川井先生が統治体制を「政治構造史」として分析するという言い方をされている点です。しかも、大衆の「生活世界」にまで視野を広げて、政治構造の史的展開を論じるのだと述べておられます。

川井先生と似たような発想は実は私も持っています。レジюмеに挙げている参考文献の1番下の文章に書いたのですが、その発想とは「社会構造史的な政治史」或いは「社会政治史」と称しうるような、要するに中央と地方、或いは中央もしくは地方の政治的展開を社会・地域の構造・動態・反応との相関関係の中で分析していくという方法・枠組みです。そうすると、日本史と違ってマクロ的ではありますが、その方法・枠組みの中で国家意思形成の問題も組み込んでいけるのではないかと思います。当面、中国近現代史研究における政治史分析・国家史分析は、川井先生の「政治構造史」や私の言う「社会構造史的な政治史」「社会政治史」のような方法的枠組みの中で進んでいくのではないのでしょうか。

ただし、日本史の近現代政治史研究、とりわけ「政治的世界」の独自の分析手法に、われわれは学ぶ必要がないんだということにはなりません。確か

に、先ほどお話したような点で、中国と日本の政治的構造は異なっています。しかし、これまた私が現在抱いているイメージなのですが、中華民国期は、むしろ先ほど述べたような「地方」が国家意思決定に参与・介入してくる政治的伝統を排して、何とか中央に統治権を一元化し、その下で国家意思を確定する西欧的な国家構造に向かおうと努力する、そういう時代だったと考えられます。その志向性が国民政府期に一定の進展を遂げ、「中央化」が進んでいくということにもなるわけです。そういう志向性を持った時代であるからこそ、日本史の「政治的世界」を独自に分析していく方法にも学び、研究を深めていく必要があるのではないかと思うのです。

雑駁な意見ですけれども以上です。

水羽：ありがとうございました。